

北区子ども・子育て支援総合計画 2024 別冊

第3期北区子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～令和11年度)
【案】

令和7年（2025年）3月
北 区

1 計画策定の背景と目的

(1) 国の動向

- 子ども・子育て支援法の規定に基づく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が令和6年2月13日に改定され、同年4月1日から適用されることとなりました。
- 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う必要であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「改正児童福祉法」）が第208回国会において成立しました。この改正児童福祉法において、区市町村における児童福祉及び母子保健に関する包括的な支援を行うことや家庭センターの設置の努力義務化、支援を要することや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、区市町村における子育て家庭への支援の充実等が定めされました。

(2) 計画策定の目的

- こうした経緯を踏まえ、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として、令和7年度を初年度とする第3期北区子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

- 子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期として策定することが義務付けられている法定計画で、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は令和2年度から令和6年度まで、「第3期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は令和7年度から令和11年度までとなっています。
- 北区子ども・子育て支援総合計画2024（以下「総合計画2024」といいます。）第5章子ども・子育て支援事業計画において、令和6年度部分については第2期計画の最終年度として位置付けられ、令和7年度から令和10年度までの部分については第2期計画に引き続き、区が子ども・子育て支援事業について策定する区独自の計画として取り扱うこととしております。
- 今般、令和7年度を初年度とする本計画の策定により、総合計画2024第5章子ども・子育て支援事業計画は、本計画に移行したものとして位置付けることとします。

3 計画の期間

- 本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年を計画期間とします。
- 計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年を目処に計画の見直しを行うものとします。

4 計画の対象

- 概ね18歳未満までの子ども（妊娠時を含む。）・若者とその保護者（家庭）としますが、施策によっては、こども基本法の趣旨等も踏まえ、18歳以上の者も対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。（総合計画2024から引用）

計画の策定方法

(1) 区民ニーズ調査の実施

- 総合計画 2024 の策定に当たり、子育て中の家庭の現状とニーズを把握するとともに、小学生、中学生、高校生世代の生活実態や要望・意見などを的確に反映した計画とするため、①就学前の子どもの保護者、②小学生の子どもの保護者、③25 歳～39 歳の区民、④-1 世帯主と子のみで構成されている世帯、④-2 児童育成手当受給世帯、⑤区立小学 6 年生、⑥区立中学 2 年生、⑦高校 2 年生世代、⑧妊産婦、⑨児童養護施設等利用者を対象として、「(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画策定のための区民意向調査」(以下本計画において「ニーズ調査」といいます。) を令和 4 年度に実施しました。

(2) 北区子ども・子育て会議での審議

- 本計画は、子育て当事者等の意見を反映するとともに、区における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて展開するため、公募による区民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方等、計 18 名で構成する「北区子ども・子育て会議」を開催し、本計画の内容について審議しました。
- 本計画については、令和 6 年 6 月の北区子ども・子育て会議以降、計 3 回の会議を開催し、毎回活発な議論が交わされる中で、各委員からそれぞれの立場・経験に基づいた多角的な意見をいただきました。

(3) パブリックコメントの実施

- 計画策定にあたり、計画の案を区ホームページに掲載し、令和 6 年 12 月 10 日から令和 7 年 1 月 15 日までパブリックコメントを実施し、区民のみなさま等から多くの意見をいただきました。

1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

本章「子ども・子育て支援事業計画」では、「子ども・子育て関連3法」に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、北区における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量や確保方策を定めます。

2 区域設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

この事業計画では、保育及び放課後児童健全育成事業を3つの区域（赤羽地域、王子地域、滝野川地域）に分けて、その他の事業については北区全域を1区域として、サービスの提供体制を検討します。

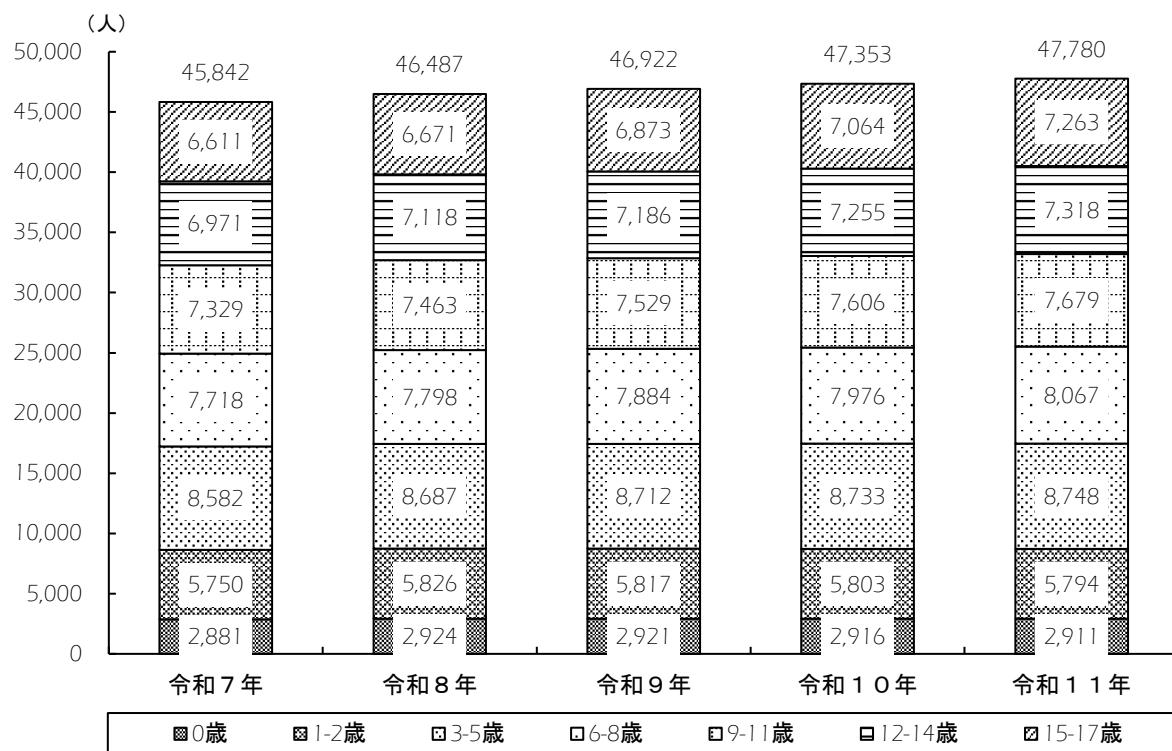
図 北区全域図



3 人口推計

「北区基本計画 2024」の策定のために実施された北区人口推計調査に基づき、2041年までの年少人口の推計が令和3年10月に報告されました。この年少人口の5年間について0歳から17歳まで歳児別に推計し、幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出します。

図



4 子ども・子育て支援事業計画の体系

子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定めます。

幼児期の 学校教育・ 保育	(1) 保育園 認定こども園※ (保育利用分) 地域型保育※ (2) 幼稚園 認定こども園 (教育利用分)
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 妊婦健康診査 (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 産後ケア事業 (6) 養育支援訪問事業 (7) 子育て世帯訪問支援事業 (8) 児童育成支援拠点事業 (9) 親子関係形成支援事業 (10) 子育て短期支援事業 (ショートステイ) (11) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (12) 一時預かり事業 (13) 延長保育事業 (14) 病児病後児保育事業 (15) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) (16) 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ) (17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (18) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※ 認定こども園：幼稚園と保育園両方の役割を持つ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のことです。

※ 地域型保育：原則 19 人以下の少人数単位で 0～2 歳のお子さんを預かる事業です。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の 4 つのタイプがあります。

5

幼児期の学校教育・保育の量の見込みと 提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 保育園 認定こども園（保育利用分） 地域型保育

[ID1-1] 関連計画施策 ID□2-1-1 ★1-1-4
 (□→次世代育成支援行動計画 ★→子どもの未来応援プラン)

【今後の方向性】

- 令和6年4月期の保育園入所における待機児童が概ね解消された状況を踏まえ、当面、認可保育所、小規模保育事業所等の公募は行わないこととしますが、地域ごとの保育ニーズを引き続き分析し、必要に応じた対応を検討します。
- 多様なサービスを選択できるよう、保育事業の充実を図ります。

量の見込みの考え方	申込実績から算出した入所希望率を基に算出。
確保方策の考え方	人口推計及び入所希望率を基に、認可定員の過不足数を算出し、待機児童を解消できるように確保量を設定する。

■ 北区全域

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2号	2号	2号	2号	2号
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込み	4,829	4,889	4,902	4,914	4,921
②確保方策	特定教育・保育施設*	5,369	5,309	5,249	5,189
	特定地域型保育事業**	0	0	0	0
	認可外保育施設等	0	0	0	0
②-① 過不足	540	420	347	275	208

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	3号			3号			3号			3号			3号			
	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	
① 量の見込み	1,769	1,654	707	1,792	1,676	718	1,789	1,673	716	1,784	1,667	714	1,780	1,663	712	
② 確保方策	特定教育・保育施設*	1,687	1,529	701	1,674	1,527	691	1,661	1,525	681	1,648	1,523	671	1,635	1,521	661
	特定地域型保育事業*	141	126	102	141	126	102	141	126	102	141	126	102	141	126	102
	認可外保育施設等	35	37	19	35	37	19	35	37	19	35	37	19	35	37	19
②-① 過不足	94	38	115	58	14	94	48	15	86	40	19	78	31	21	70	

※ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業 :

幼稚園、保育園、認定こども園のうち、子ども・子育て支援法第31条の「確認」を受けた施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業のうち、同法第43条の「確認」を受けた事業を「特定地域型保育事業」と呼びます。

※ 子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもに対して、年齢と保育の必要性の有無によって、以下のように3つの認定区分が設けられています。

1号認定…保育の必要性がなく、幼稚園等での教育を希望する3～5歳

2号認定…保育の必要性がある、3～5歳

3号認定…保育の必要性がある、0～2歳

なお、2号認定者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い方の量の見込みは「(2) 幼稚園・認定こども園(教育利用分)」に入ります。

■ 赤羽地域

(人)

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		
	2号		2号		2号		2号		2号		
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	
①量の見込み	2,074		2,101		2,116		2,130		2,144		
② 確保方策	特定教育・保育施設*	2,298		2,278		2,258		2,238		2,218	
	特定地域型保育事業*	0		0		0		0		0	
	認可外保育施設等	0		0		0		0		0	
②-① 過不足	224		177		142		108		74		

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		3号			3号			3号			3号			3号		
		2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳
①	量の見込み	727	650	272	739	660	277	742	663	278	743	664	278	744	664	279
② 確保方策	特定教育・保育施設*	695	612	286	695	612	281	695	612	276	695	612	271	695	612	266
	特定地域型保育事業*	30	28	20	30	28	20	30	28	20	30	28	20	30	28	20
	認可外保育施設等	23	25	13	23	25	13	23	25	13	23	25	13	23	25	13
②-①	過不足	21	15	47	9	5	37	6	2	31	5	1	26	4	1	20

■ 王子地域 (人)

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		2号			2号			2号			2号			2号		
		3-5歳			3-5歳			3-5歳			3-5歳			3-5歳		
①	量の見込み	1,541			1,558			1,547			1,534			1,521		
② 確保方策	特定教育・保育施設*	1,639			1,619			1,599			1,579			1,559		
	特定地域型保育事業*	0			0			0			0			0		
	認可外保育施設等	0			0			0			0			0		
②-①	過不足	98			61			52			45			38		

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		3号			3号			3号			3号			3号		
		2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳
①	量の見込み	580	552	225	568	558	228	578	550	224	568	542	221	561	534	218
② 確保方策	特定教育・保育施設*	540	502	233	532	500	228	524	498	223	516	496	218	508	494	213
	特定地域型保育事業*	52	47	37	52	47	37	52	47	37	52	47	37	52	47	37
	認可外保育施設等	12	12	6	12	12	6	12	12	6	12	12	6	12	12	6

② - ① 過不足	24	9	51	10	1	43	10	7	42	12	13	40	11	19	38
--------------	----	---	----	----	---	----	----	---	----	----	----	----	----	----	----

■ 滝野川地域

(人)

	令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		
	2 号		2 号		2 号		2 号		2 号		
	3-5 歳		3-5 歳		3-5 歳		3-5 歳		3-5 歳		
①量の見込み	1,214		1,230		1,239		1,250		1,256		
② 確保方策	特定教育・保育施設*	1,432		1,412		1,392		1,372		1,352	
	特定地域型保育事業*	0		0		0		0		0	
	認可外保育施設等	0		0		0		0		0	
② - ① 過不足	218		182		153		122		96		

	令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度			令和 10 年度			令和 11 年度			
	3 号			3 号			3 号			3 号			3 号			
	2 歳	1 歳	0 歳	2 歳	1 歳	0 歳	2 歳	1 歳	0 歳	2 歳	1 歳	0 歳	2 歳	1 歳	0 歳	
① 量の見込み	462	452	210	468	457	213	470	459	214	473	461	215	476	464	215	
② 確保方策	特定教育・保育施設*	452	415	182	447	415	182	442	415	182	437	415	182	432	415	182
	特定地域型保育事業*	59	51	45	59	51	45	59	51	45	59	51	45	59	51	45
	認可外保育施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
② - ① 過不足	49	14	17	38	9	14	31	7	13	23	5	12	15	2	12	

○ 3号認定子どもの保育利用率*

■ 北区全域

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定確保方策	4,377	4,352	4,327	4,302	4,277
0-2歳推計人口	8,631	8,750	8,738	8,719	8,705
保育利用率	50.7%	49.7%	49.5%	49.3%	49.1%

■ 赤羽地域

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定確保方策	1,732	1,727	1,722	1,717	1,712
0-2歳推計人口	3,556	3,615	3,628	3,635	3,645
保育利用率	48.7%	47.8%	47.5%	47.2%	47.0%

■ 王子地域

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定確保方策	1,441	1,426	1,411	1,396	1,381
0-2歳推計人口	2,648	2,679	2,641	2,601	2,564
保育利用率	54.4%	53.2%	53.4%	53.7%	53.9%

■ 滝野川地域

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定確保方策	1,204	1,199	1,194	1,189	1,184
0-2歳推計人口	2,427	2,456	2,469	2,483	2,496
保育利用率	49.6%	48.8%	48.4%	47.9%	47.4%

* 保育利用率：満3歳未満の子どもの人口に占める、保育所等の利用定員数（前頁、前々頁の3号確保方策の値の合計数）の割合です。

(2) 幼稚園 認定こども園（教育利用分）

ID1-2／ 関連計画施策 ID□1-1-2

【今後の方針】

- 就学前教育のさらなる充実と、未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園へ移行していきます。

量の見込みの考え方	「北区の子ども」はニーズ調査の結果を基に算出。 「他区市町村の子ども」は各年度の北区の子どもの量の見込みの40%を見込む。
確保方策の考え方	募集定員数から算出。 「北区の子ども」は量の見込みの100%を確保する。 特定教育・保育施設と確認を受けない幼稚園の内訳は、「北区の子ども」見込み数に、令和7年度想定の利用定員総数に対する各利用定員数の割合を乗じて算出。 「他区市町村の子ども」は、利用定員数から「北区の子ども」の確保数を差し引いた後の受け入れ可能数とする。

(人)

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込み	北区の子ども	1,710	811	1,732	821	1,754	831	1,759	833	1,766	837
	他区市町村の子ども		2,573		2,605		2,613		2,620		2,603
②確保方策	北区の子ども		2,573		2,605		2,613		2,620		2,603
	特定教育・保育施設		386		391		392		393		390
	確認を受けない幼稚園		2,187		2,214		2,221		2,227		2,213
	他区市町村の子ども		1,161		1,176		1,179		1,182		1,175
	特定教育・保育施設		116		118		118		118		117
	確認を受けない幼稚園		1,045		1,058		1,061		1,064		1,058

②-① 過不足	132	134	134	134	134
------------	-----	-----	-----	-----	-----

※ 特定教育・保育施設：区立幼稚園、確認を受けた私立幼稚園、認定こども園
(教育利用分)

6

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業

[ID2-1] 関連計画施策 ID□2-2-1 ★2-5-5

【事業概要】

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行うため、「きたハピ☆子育てんしんステーション」を設置し（※1）、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。具体的には次の業務を行います。

※1 区では、組織として出産・子育て支援担当部長を設置し、保健サービス課（王子・赤羽・滝野川の各健康支援センター及び保健サービス係）及び子ども家庭支援センターの各組織の機関連携により、「きたハピ☆子育てんしんステーション」を設置することで、こども家庭センター機能を確保しています。

①利用者支援

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、助言等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにします。

②地域連携

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。

③本事業の実施にあたり、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。

【今後の方向性】

- 区では、保健サービス課（王子・赤羽・滝野川の各健康支援センター及び保健サービス係）及び子ども家庭支援センターの各組織の機関連携により「きたハピ☆子育てんしんステーション」を設置し、「こども家庭センター型」により、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援に取り組みます。
- 妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な場所として

地域子育て相談機関（※2）の設置を推進していきます。

※2 地域子育て相談機関：子ども家庭センターに直接相談することに抵抗感のある利用者にとって敷居が低く、物理的にも近い距離で子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる相談機関です。

- 子ども家庭支援センターは、令和8年度に「特定型」から「基本型」への移行を目指し、相談支援の充実に取り組みます。

確保方策の考え方	○ 「特定型」：主として地域の保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように相談や支援を実施する。 (1か所：子ども家庭支援センター)
	○ 「基本型」：子どもとその保護者等が、地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように身近な場所において当事者目線の寄り添い型の相談や支援を実施する。 (※子ども家庭支援センターは、令和8年度に「特定型」から「基本型」への移行を目指し、相談支援の充実に取り組みます。)
	○ 「こども家庭センター型」：母子保健と児童福祉が連携・協働し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談支援を実施するとともに、切れ目のない支援や虐待への予防的な対応まで多様なニーズに対応できる相談と支援を実施する。 (1か所：きたハピ☆子育てあんしんステーション) (※3)

※3 利用者支援事業は、特定型、基本型、こども家庭センター型及び妊婦等包括相談支援事業型の4類型あります。このうち、妊婦等包括相談支援事業（型）（伴走型相談支援により、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに必要な支援につなぐ事業）は、「こども家庭センター型」において実施します。

(か所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型	－	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	基本型	－	1か所	1か所	1か所	1か所

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	地域子育て相談機関	－	12か所	12か所	12か所	12か所
確保方策	地域子育て相談機関	－	12か所	12か所	12か所	12か所

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	特定型	1 か所	基本型へ移行	—	—	—
確保方策	特定型	1 か所	基本型へ移行	—	—	—

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策	こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

[ID2-2] 関連計画施策 ID□1-6-9 (3-3-2), 2-2-3 ★1-1-3 (1-3-4)

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【今後の方向性】

- 児童館は乳幼児親子の居場所機能を中心とする子どもセンターへの移行を進め、乳幼児親子専用室の確保、乳幼児活動や相談事業の充実、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業を充実していきます。
- 区の施設における場の提供だけでなく、多様なニーズに応えるため、引き続き地域で活動する団体とも連携を図ってサービスの提供を行います。
- 子育て支援拠点の充実に向け、現行の児童館に加え、NPOなどと連携し、商店街の空き店舗などを活用して街中に整備し、子どもや保護者が気軽に集える場所を増やしていきます。
- 子ども家庭支援センターは乳幼児親子に対して、遊びと交流の場、子育て支援情報等を提供するとともに子どもや子育て家庭の身近な相談窓口として、育児、しつけ、児童虐待など様々な相談に対応していきます。

量の見込みの考え方	ニーズ調査を基に算出。 就学前の子どもの保護者について「地域子育て支援拠点事業を利用している人の利用回数」と「利用していないが今後利用したい人の利用意向回数」から算出。
確保方策の考え方	量の見込みの 100%を確保する*。

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	332,569	336,859	337,143	337,161	337,161
確保方策	332,569	336,859	337,143	337,161	337,161

* 量の見込みの 100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(3) 妊婦健康診査

ID2-3／ 関連計画施策 ID□2-4-1 ★2-5-10

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【今後の方向性】

○公費負担による妊婦健康診査を実施することで定期的な受診を推進し、母子ともに安全安心な出産をめざします。

量の見込みの考え方	人口推計から予測した妊婦数（母子手帳交付数）に、1人あたりの平均受診回数（実績）を乗じて算出。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する*。

（延べ回数、（ ）内は実人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	39,099回 (3,350人)	39,682回 (3,400人)	39,636回 (3,396人)	39,566回 (3,390人)	39,507回 (3,385人)
確保方策	39,099回 (3,350人)	39,682回 (3,400人)	39,636回 (3,396人)	39,566回 (3,390人)	39,507回 (3,385人)

* 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

ID2-4／ 関連計画施策 ID□2-4-4 ★2-5-12

【事業概要】

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【今後の方向性】

○乳児と保護者の状況を把握し、必要な助言や支援を行うとともに、保護者の不安や悩みを軽減し、特に支援が必要と認められる家庭については、早期に関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。

量の見込みの考え方	各年の0歳児推計数に、93.1%（里帰り出産等を考慮し、過去の実績から算出した割合）を乗じて算出。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する*。

	(人)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,683	2,723	2,720	2,716	2,711
確保方策	2,683	2,723	2,720	2,716	2,711

* 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(5) 産後ケア事業

関連計画施策 ID□2-4-5・2-4-6

【事業概要】

助産院などを宿泊または日帰りで利用し、心身をケアしながら休息を取ることで、産後の疲労を回復するための事業で、授乳や育児などの相談もできます。

【今後の方向性】

- すべての産後ケアを必要とする方が十分な支援を受けられるよう、訪問型サービスの実施検討も含め、サービス提供体制の充実・改善を進めます。
- 妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、きたハピ☆子育てあんしんステーションその他の関係機関との必要な連携を図ることにより、母子とその家族に対する一体的支援を推進します。

量の見込みの考え方	過去の一人当たり平均利用日数や利用者数等を参考に利用率が段階的に増加するものとして推計。
確保方策の考え方	量の見込みの 100%を確保する*。

(延べ人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	3,162	3,313	3,413	3,511	3,608
確保方策	3,162	3,313	3,413	3,511	3,608

* 量の見込みの 100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(6) 養育支援訪問事業

ID2-5／ 関連計画施策 ID□4-1-2 ★2-5-23

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・保育士・社会福祉士がその居宅を訪問し、具体的な養育に関する指導、助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

【今後の方向性】

○特定妊婦など、妊娠期から支援を必要とする人を把握し、子育ての不安が強く養育が困難な家庭に対し、家庭で自立した生活が送れるよう子育てを支援していきます。

量の見込みの考え方	各年の人口推計（0～17歳）に訪問実績から算出した割合を乗じて算出。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する*。

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	882	894	903	911	919
確保方策	882	894	903	911	919

* 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(7) 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安及び悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。単なる家事・育児の手伝いによる一時的な負担解消だけではなく、家事・子育て支援を通して、支援対象の家庭が自立して生活できるよう支援対象者の環境を整えていくことを目指すものです。令和5年度まで養育支援訪問事業で実施していた育児・家事支援については、令和6年度から子育て世帯訪問支援事業へ整理されました。

【今後の方向性】

- 児童や保護者又は妊娠婦からの相談や、関係機関からの情報提供・相談等により対象家庭を把握し、本事業による支援が必要な家庭にサービスが提供できるよう訪問支援員（委託事業者）の確保に努めていきます。

量の見込みの考え方	各年の人口推計（0～17歳）に、令和5年度まで養育支援訪問事業で実施していた育児・家事支援の利用実績から算出した想定利用率と平均利用日数（12日）を乗じて算出。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する*。

（延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	382	387	391	395	398
確保方策	382	387	391	395	398

* 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(8) 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

【今後の方向性】

- 子ども家庭支援センターや児童相談所に加え、子どもの居場所づくり支援を行う団体など多様な主体と連携しながら、養育環境等に課題を抱える児童等の支援を行っていきます。

量の見込みの考え方	各年の人口推計（6～17歳）に、子ども家庭支援センターにおいて対応している児童のうち本事業の利用が望ましい児童数（※1）の割合を乗じて算出。
確保方策の考え方	利用ニーズの動向なども注視しながら、遊休施設の活用等を含め、見込まれる量に対応する拠点数を確保していく。

※1 利用が望ましい児童：一時保護が解除され、児童相談所から区に指導委託や行政移管など引き継いだ児童や虐待相談を受けた児童等（こども家庭庁ガイドライン「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」）

	(人数)					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	32	32	33	33	34	
確保方策	-	-	33	33	34	

(9) 親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたプログラムを実施します。同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

【今後の方向性】

- 類似事業との整理を図り、支援を必要とする家庭に広く事業が行き届くよう令和9年度からの実施を検討してまいります。

量の見込みの考え方	各年の人口推計（0～17歳）に、子ども家庭支援センターにおいて対応している家庭のうち本事業の利用が望ましい家庭数の割合を乗じて算出。
確保方策の考え方	定員10名程度のプログラムを年3回実施する。

	(人数)					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	32	32	33	33	33	33
確保方策	—	—	33	33	33	33

(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

ID2-6／ 関連計画施策 ID□2-1-9

【事業概要】

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、子どもを児童福祉施設や協力家庭のご自宅で一時的に預かります。また、不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれやリスク等がみられる場合、児童を養育し、生活指導並びに発達及び行動の観察を行うとともに、保護者の支援を行います。

【今後の方向性】

- ひとり親家庭や共働き世帯の増加、児童虐待新規受理件数の増加等に伴い、ニーズの増加が見込まれます。
- 児童虐待を防止し、児童の健全な育成及び家庭の福祉の向上に努めます。

量の見込みの考え方	各年の人口推計（0～17歳）に、令和5年度のショートステイ事業の利用実績（延べ利用者数）から算出した割合を乗じて算出
確保方策の考え方	1日あたり利用確保枠を4人（※）とし、開所日数を乗じて算出。

（※）子どもショートステイ、乳幼児ショートステイ及び協力家庭ショートステイの合計数

（延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,061	1,076	1,091	1,102	1,112
②確保方策	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
②-① 過不足	399	384	369	358	348

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 就学児*

ID2-7／ 関連計画施策 ID□3-1-5

【事業概要】

育児の支援を受けたい乳幼児や小学生のいるファミリー会員と、育児の支援を行うサポート会員との有償の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【今後の方向性】

- 利用内容の多くは保育園・学童クラブ等への送り迎えであり、年少人口の増加や共働き世帯の増加等に伴い、利用ニーズは今後も増えることが見込まれます。
- 安定したサポート会員の確保と人材の育成を充実させていきます。
- 事業のさらなる周知や、両会員が互いに使いやすい事業となるよう取り組みを進め、地域での子育て支援を推進していきます。

量の見込みの考え方	過去の利用申込数の実績を参考に段階的に増加することを推定。 ※未就学児の利用については、(11) の一時預かり事業で量を見込んでいます。
確保方策の考え方	令和5年度の利用実績から段階的に確保数を増やし、令和11年度に実働サポート会員160人が月7回、就学児分の利用割合に応じた活動をした人数が確保できるよう算出。

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,832	4,139	4,470	4,827	5,213
②確保方策	3,937	4,263	4,590	4,916	5,242
②-① 過不足	105	124	120	89	29

(12) 一時預かり事業

ID2-8／ 関連計画施策 ID□2-1-10

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育園、認定こども園、私立幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育・養育を行います。

新制度の一時預かり事業には、現行の預かり保育（幼稚園）、一時保育（保育園）を基本としつつ、幼稚園等での主に園児を対象にした一時預かり（「幼稚園型」という。）や保育園等の空き定員を利用した一時預かり（「余裕活用型」という。）等、いくつかの種類があります。

【今後の方向性】

- 保護者に用事が生じたときや、多様な家庭の課題（子育てに伴う心理的、身体的負担や求職、介護等）の解消のため、保育園等における一時預かり保育の重要性は高まっています。利用方法の周知等にさらに努めます。
- 保育園等における定員の見直しのタイミング等を捉え、保育事業者の意向等も踏まえつつ、一時預かり保育の確保方策を講じます。
- 就労等により保育の必要性を認定された保護者が幼稚園を利用する場合、預かり保育利用料の補助を行うとともに、幼稚園に対しては一時預かり事業（預かり保育）を推奨し、待機児童対策に資することをめざします。
- 一時預かり事業（幼稚園型）

量の見込みの考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 1号認定の保護者の利用意向率に平均利用希望日数を乗じた延べ人数と、2号認定の保護者のうち特に幼稚園の希望が強い保護者の人数に平均年間就労日数を乗じた延べ人数を合計。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する*。

	(延べ人数)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	229,512	232,359	233,631	234,222	234,765
確保方策	229,512	232,359	233,631	234,222	234,765

* 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

○ 一時預かり事業（幼稚園型を除く。）（保育園の一時預かり保育・緊急保育・ファミリー・サポート・センター事業(就学前)）

量の見込みの考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 計画期間における人口推計に対して利用希望日数を乗じて算出。
確保方策の考え方	各事業の利用可能数を合計する。

	(延べ人数)				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	48,350	48,979	49,013	49,018	49,024
②確保方策	50,100	50,100	50,100	50,100	50,100
②-① 過不足	1,750	1,121	1,087	1,082	1,076

(13) 延長保育事業

ID2-9／ 関連計画施策 ID□2-1-13

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施します。

【今後の方向性】

- 保護者が安心して仕事と子育てを両立できるよう、様々な就労形態に対応した保育サービスの充実が求められています。
- 利用実績やニーズに合わせた延長保育の充実に努めます。

量の見込みの考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。
確保方策の考え方	各園の延長保育定員数に基づき算出。

	(人)				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1,171	1,186	1,187	1,187	1,187
②確保方策	1,895	1,895	1,895	1,895	1,895
②-① 過不足	724	709	708	708	708

(14) 病児病後児保育事業

ID2-10／ 関連計画施策 ID□2-1-17

【事業概要】

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行います。

【今後の方向性】

- 保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育のニーズが高まっています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安全・安心な施設や保育体制づくりに努めます。
- 平成 27 年度に開始した居宅訪問型病児・病後児保育の利用支援については、ベーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を継続することにより実施してまいります。

量の見込みの考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 計画期間における人口推計に対して利用希望数を乗じて算出。
確保方策の考え方	病児・病後児保育を実施事業所数に、利用定員と実施日数を乗じて算出。

(延べ人数)					
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	2,980	2,980	2,980	2,980	2,980
②確保方策	3,675	3,675	3,675	3,675	3,675
②-① 過不足	695	695	695	695	695

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

保護者の就労要件を問わず、保育園等を利用していない未就園児が、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に保育園等を利用できる事業です。

在宅で子育てをする世帯の子どもが、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会を得ることにより、子どもの成長発達の促進を図るとともに、保護者の育児不安の解消、育児負担の軽減を図ります。

【今後の方向性】

○令和6年度から開始した本格実施を見据えた試行的事業の実績を踏まえ、制度趣旨に基づき、保護者ニーズに合わせた事業の充実に努めます。

○利用者が安心して利用できる保育体制づくりに努めます。

(16) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

ID2-11／ 関連計画施策 ID□2-1-2 ★1-3-6

【事業概要】

就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。

【今後の方向性】

- 「北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、従事者数、施設・設備、開所に係る基準を満たすよう、整備を進めます。
- 待機児童の解消については、学校ごとの児童数や利用ニーズの動向を踏まえ、学校内及び周辺の公共施設の活用等、あらゆる方法を検討し、定員の拡大に向けた整備を進めます。
- 小学校4年生以上の児童については、一般登録※で対応していきます。

※ 「一般登録」では、小学校1～6年生のすべての児童を対象に、平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間中に、小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を提供しています。また、令和6年度より、一般登録を利用している児童のうち、早朝・夕方の時間帯に保護者が就労等で留守になってしまう家庭の児童が申請できる有料の早朝・夕方利用制度を導入しています。

量の見込みの考え方	学童クラブの利用実績から算出した利用率を基に算出。
確保方策の考え方	各年度の定員の不足数を算出し、待機児童を解消できるように必要な確保量を設定。

■ 北区全域

(人)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	1 年生	1,539	1,554	1,575	1,594	1,618
	2 年生	1,283	1,296	1,313	1,325	1,345
	3 年生	916	925	936	947	962
	合 計	3,738	3,775	3,824	3,866	3,925
②確保方策		4,040	4,080	4,120	4,160	4,240
②-① 過不足		302	305	296	294	315
量の見込み	4 年生	366	370	375	379	384
	5 年生	110	112	114	115	117
	6 年生	33	34	35	35	35
	合 計	509	516	524	529	536
確保方策		0*				

■ 赤羽地域

(人)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	1 年生	659	665	675	686	697
	2 年生	559	563	572	579	588
	3 年生	380	382	388	394	400
	合 計	1,598	1,610	1,635	1,659	1,685
②確保方策		1,625	1,625	1,665	1,665	1,705
②-① 過不足		27	15	30	6	20
量の見込み	4 年生	164	165	168	170	172
	5 年生	35	35	35	36	36
	6 年生	14	14	14	14	14
	合 計	213	214	217	220	222
確保方策		0*				

■ 王子地域

(人)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	1 年生	469	472	475	478	481
	2 年生	391	395	397	398	401
	3 年生	265	267	268	270	272
	合 計	1,125	1,134	1,140	1,146	1,154
②確保方策		1,295	1,295	1,295	1,295	1,295
②-① 過不足		170	161	155	149	141
量の見込み	4 年生	116	118	118	119	120
	5 年生	37	38	38	38	38
	6 年生	6	7	7	7	7
	合 計	159	163	163	164	165
確保方策		0*				

■ 滝野川地域

(人)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	1 年生	411	417	425	430	440
	2 年生	333	338	344	348	356
	3 年生	271	276	280	283	290
	合 計	1,015	1,031	1,049	1,061	1,086
②確保方策		1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
②-① 過不足		105	89	71	59	34
量の見込み	4 年生	86	87	89	90	92
	5 年生	38	39	41	41	43
	6 年生	13	13	14	14	14
	合 計	137	139	144	145	149
確保方策		0*				

* 各学童クラブでは定員を設けており、4 年生以上を含めた学童クラブを希望するすべての児童を受け入れることが難しいため、学童クラブでは 1 ~ 3 年生までの児童の育成を行います。4 年生以上の児童の育成については、放課後子ども総合プラン一般登録を利用することとしています。

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

○給付対象者を適切に把握し、必要な給付を行っていきます。

(18) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

事業内容は以下の2つです。

①新規参入施設等への巡回支援

保育所等を開設しようとする新規参入事業者が、スムーズに事業を開始、運営できるよう支援する事業です。

②認定こども園特別支援教育・保育経費

私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助します。

【今後の方向性】

○国が示す基準等をもとに、対象事業者及び対象者への適切な支援を実施していくます。